### 将来負担比率の算定事項の公表に関する法令

平成20年2月7日 総務省自治財政局地域企業経営企画室

### 将来負担比率の算定の基礎となる事項の公表について

### ● 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抄)

(健全化判断比率の公表等)

第三条 <u>地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、</u>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費 比率及び<u>将来負担比率</u>(以下「健全化判断比率」という。)<u>並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類</u>を監査委員の審査に付し、 その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2~5 (略)

- 6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。
- 7 (略)

### ● 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(抄)

(健全化判断比率の算定の基礎となる書類を備えて置く期間)

第九条 法第三条第六項の規定により<u>地方公共団体</u>(都道府県、市町村及び特別区に限る。次章及び第三章において同じ。)<u>が健全化</u> <u>判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない期間は、当該健全化判断比率を公表</u> した日から五年間とする。

### 第三セクターに関する地方自治法の規定

関与の類型	関与を受け	ける法人の要件(※1)	関与の方法		
(地方自治法)	最低出資割合	損失補償等の状況	関与の方法	関与の対象	
監査委員の監査 (199⑦)	1 / 4	損失補償・債務保証	監査委員による監査	出納その他の事務の執行のうち当該法人 が受けた財政的援助に係るもの	
包括外部監査契約に基づ く外部監査人の監査 (※ <sup>2)</sup> (252の37)	1 / 4	損失補償・債務保証	外部監査人による監査	同上	
個別外部監査契約に基づ く外部監査人の監査 (252の42)	1 / 4	損失補償・債務保証	外部監査人による監査	同上	
予算執行に関する長の調 査権 (221)	1/2	資本金の1/2以上 の損失補償・債務保 証	長による報告の徴取 /実地調査の実施 /報告・調査の結果に基づ く必要な措置の要求	<ul><li>○報告 収入及び支出の実績若しくは見込み、 補助・貸付け・委託等の状況 ○実地調査 予算の執行状況、補助・貸付け・委託 等の状況</li></ul>	
長の議会に対する毎年度 経営状況の提出義務 (243の3)	1/2			経営状況を説明する書類(毎事業年度の 事業の計画及び決算に関する書類)	

<sup>※1 「</sup>最低出資割合」又は「損失補償等の状況」のどちらかを満たす場合に適用 ※2 次の地方公共団体は包括外部監査契約を締結しなければならない。①都道府県、②政令市及び中核市、③条例により定めた市町村(②を除く)

### 参照条文

# ◆ 監査委員の監査

【地方自治法】

第百九十九条

借入金の元金又 きるる。 基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。 で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査する 普通地方公共団体が補助金、 監査委員は 当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、 必要があると認めるとき <u>.は利子の支払を保証しているもの、</u> 交付金、負担金、 又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、 貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助 当該普通地方公共団体が受益権を有する 当該普通地方公共団体が

## 【地方自治法施行令】

- 第百四十条の七 ているもので政令で定めるものは、当該<u>普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ず</u> <u>ものの四分の一以上を出資している法人</u>とする。 地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資し
- (V) 項の規定に <u>準ずるものの四分の一以上を出資している法人</u>は、前項に規定する法人とみなす。 当該普通地方公共団体及び一又は より同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。 二以上の第百五十二条第一項第二号に掲げる法人(同条第 )が資本金、 基本金その他これらに
- で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。 地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有す

# 包括外部駐査契約に基づへ外部駐査人の駐査

【地方自治法】

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 (略)

は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行 <u>の</u>の出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、 資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が<u>借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているも</u> <u> 査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの</u>の出納その他の事務の執行で当該出 接助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監 る信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又 包括外部監査対象団体は、 \_当該包括外部監査対象団体が<u>第百九十九条第七項に規定する財政的</u> 当該包括外部監査対象団体が受益権を有す

わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの<u>について</u> 人が必要があると認めるときは監査するこ とができるこ とを条例により定める 、包括外部監査 とができ

5 (累)

# 個別外部監査契約に基づく外部監査人の監査

【地方自治法】

(第百九十九条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十二 の長は 監査に代えて契約に基づく監査によるこ 該管理の業務に係るもの<u>についての第百九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の</u> 託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条 方公共団体が<u>借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの</u>の出納その他の事務の執行 併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によるこ で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受 ているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資し <u>ているもので同項の政令で定めるもの</u>の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地 第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当 同項の要求をする場合において、 普通地方公共団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与え とができることを条例により定める普通地方公共団体 特に必要があると認めるときは、 とを求めるこ その理由を付して

2~6 (點)

# ◆ 予算執行に関する長の調査権

【地方自治法】

(予算の執行に関する長の調査権等)

- 第二百二十一条 措置を講ずべきこ みについて報告を徴し、 又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員 とを求めることができる。 予算の執行状況を実地について調査し、 又はその結果に基づいて必要な
- $\mathcal{O}$ の受領者を含む。 は報告を徴する 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、 交付金、 )又は調査、 貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局 試験、研究等の委託を受けた者に対して、 その状況を調査し、  $\bowtie$
- $\omega$ 体が<u>借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、</u> <u>二項の規定は、</u>普通地方公共団体が<u>出資している法人で政令で定めるもの</u>、 又は損失補償を行う等その者のために債務を負 普通地方公共団

 $\mathcal{O}$ 担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定め ものの受託者にこれを準用する。

## 【地方自治法施行令】

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第百五十二条 人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。 地方自治法第二百二十-- 条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法

- 独立行政法人 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方
- ている民法第三十四条の法人及び株式会社 当該普通地方公共団体が資本金、 基本金その他これらに準ずるものの. :分の一 义 上を出資し
- $\sim$ に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人(この項の規定により同号 上を出資し ている民法第三十四条の法人及び株式会社は、 基本金その他これらに準ずるものの二 同号に掲げる法人とみなす。 分の
- $\omega$ 十四条の法人及び株式会社とする。 金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している民法第三 している法人で政令で定めるものは、 地方自治法第 II II | i |--条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、 基本
- で定めるものは、 地方自治法第 当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。 <u>.</u> 条第三項に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令

# 阪の議会 に対する毎年度経営状況の提出義務

【地方自治法】

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 (略)

- 2 その経営状況を説明する書類を作成し 普通地方公共団体の長は 第 叫 れを次の議会に提出しなければならない。 条第三項の法人について 毎事業年度 政令で定める
- $\omega$ 提出しなければならない。 とに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、 普通地方公共団体の長は、 部二 叫 条第三項の信託について、 信託契約に定める計算期 これを次の議会に

## 【地方自治法施行令】

(法人の経営状況等を説明する書類)

第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説

明する書類は、<u>当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類</u>とする。

2 期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。 地方自治法第二百四十三条の三第三項に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算

### 情報収集可能な範囲と情報公開条例の対象

[情報公開法](行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号))

- 第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に<u>次の各号に掲げる情報</u>(以下「<u>不開示情報</u>」という。)<u>のいずれかが記録されている場合を除き、</u> <u>開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない</u>。
  - 一 (略)
  - 二 <u>法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。</u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
    - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
    - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人<u>における通例として公にしない</u>こととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの --> -- いわゆる「非公開約束条項」 ・

三~六(後略)

		財務指標上の評価基準			経済取引上の外形的基準		
		収集の対象	収集の要件 (公開の有無)		収集の対象	収集の要件	
大会社会社法法人中小企業	+44	貸借対照表 損益計算書	公開	¦ ¦ 誰でも制約なく閲覧可能 ¦		任意の情報提供	
	人去社	計算書類	株主に公開	¦請求理由不要 (請求に対する拒否権なし)			
		貸借対照表	公開	」  誰でも制約なく閲覧可能 	   経済取引上の外形的基準		
	計算書類	株主に公開	¦請求理由不要 (請求に対する拒否権なし)	例)借入金の条件緩和、銀 行取引実績	※収集した情報について地方公共団体は「非公開約束条項」により非公開とすることも可能。		
公益社団法人 公益財団法人 公益財団法人 法 人 一般社団法人 一般財団法人	貸借対照表 損益計算書	公開	誰でも制約なく閲覧可能				
	計算書類		[ [ [				
		貸借対照表 損益計算書	社員・評議員 に公開	請求理由不要			
	計算書類	に公所	(請求に対する拒否権なし) 				

<sup>※</sup> 民法法人は「一般社団法人・一般財団法人」又は「公益社団法人・公益財団法人」に移行予定(移行のための関係法令が平成20年中に施行)。

### 個人情報保護法制について(概要)

#### 基本法制・・・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

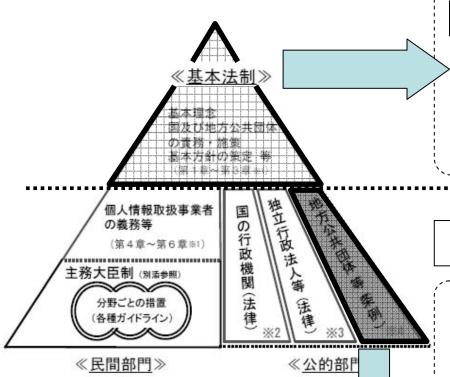
・ その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し実施する責務を有する。(第5条)

#### 地方公共団体の具体的な役割 (第11条)

- <u>地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いの確保のための必要</u> <u>な措置</u>
- ・ 区域内の事業者等への支援(事業者からの相談への対応等)(第12条)
- 苦情の処理のあっせん(第13条)

### 個別条例・・・個人情報の保護に関する条例を各地方公共団体で制定

- ・ 平成19年4月1日現在、すべての都道府県・市区町村において個人情報の 保護に関する条例を制定済み。
- ・ 条例の規定内容については国の個人情報保護法制も踏まえて見直すよう、 総務省から要請。(国の行政機関については、個人情報の保有、利用及 び提供の制限等を規定。)
- ・ 自己情報の開示・訂正の請求に関する規定について、95%以上の地方公共団体において整備されている。



<図の出典:内閣府HP>